



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

～ポイントを買わされただけの…？～ ＜高校生の「ケータイ」トラブル＞

＜相談内容＞

出会い系サイトで知り合った相手に会うために何回かポイントを購入し、メールのやりとりをした代金が8万円になった。後払いシステムでまだ払っていないが、相手が突然会わないと言い出した。単にポイントを買わされただけのような気がするが、料金を支払わないといけないのだろうか。

＜アドバイス＞

出会い系サイトには、多くの危険性が潜んでいます。匿名性を悪用し、嘘の情報交換をすることが簡単にできてしまいます。ネット上で知り合った相手をメール交換の情報だけですぐに信用したり、会う約束をするのは大変危険です。トラブルに巻き込まれないためには、見覚えのないメールアドレスから届いたメールは開かないようにし、興味本位で怪しいサイトにアクセスしないようにしましょう。

出会い系サイトの利用を未然に防ぐためには、携帯電話の利用について、親子でルールを決めることも大切です。携帯電話会社の「アクセス制限機能サービス」などを利用するようにしましょう。

相談者には、未成年者（20歳未満）の場合、法定代理人（一般的には親権者）の同意を得ないでした契約は、取り消しが可能であることを説明し、今後は十分注意するよう助言しました。



*未成年者契約について、次のような場合には取り消すことができません。

- ①親からもらう小遣いの範囲内で少額な契約をする場合
- ②お年玉をもらうなど自分に不利にならない場合
- ③親から商売を許された場合に、その商売に関して契約する場合
- ④結婚している場合
- ⑤成年者であるとか、親の同意を得ているなどと嘘をついて契約した場合

情報ファイル

～保険商品の不利な情報もわかりやすく～

今年4月から保険商品の広告や勧誘・販売ルールが変更され、消費者にとって保険商品の長所や短所が分かりやすくなりました。

1 「広告」や「パンフレット」の適切な表示の確保

一般的に広告やパンフレットでは、「誰でも加入できる」など「メリット」は大きく、「デメリット」は小さく表示されており、消費者が誤解するトラブルが少なくありません。そこで、消費者に誤解を与えるような表現には制限が設けられました。

2 契約前に「契約概要」「注意喚起情報」を記載した書面を交付

「契約概要」には、商品の仕組みや保証内容など、加入する際に特に知っておく必要のある重要な事項が記載されています。

また、「注意喚起情報」には、クーリング・オフや告知義務の内容、保険金を支払わない場合の主な事例などが記載されています。



契約前にはパンフレットだけでなく、契約概要等の書面を熟読し、自分のこれからの生活に本当に必要な保険かどうか、マイナス情報も含めて十分検討し、契約するようにしましょう。

消費生活相談状況(4月)

4月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,358件ありました。
主な苦情相談は次の表のとおりです。

4月の苦情ワースト5

順位	商品・サービス	相談件数	主な相談内容
1	商品一般	1,677	債権回収業者から、葉書で身に覚えのない商品の請求があった。など
2	融資サービス	536	DM葉書を見て、借金一本化を申し込んだところ、保証金の前払いを求められたが信用できるか。など
3	情報提供サービス	437	携帯電話に送られてきたURLをクリックしたら、いきなり登録になり、情報料を請求された。など
4	レンタル・リース	184	賃貸住宅を退去するが、修繕費がかかるので敷金は返金できないと言われた。など
5	工事サービス	56	訪問販売で屋根工事の契約をしたが、高額なので解約したい。など

～お 知 ら せ～

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
8月4日(水) 19:00～20:30	尾道市 公会堂別館	尾道市立小中学校PTA 連合会及び一般市民	日本IBM(株) 小野 春雄
8月8日(火) 10:00～11:30	北広島町 豊平支所	民生委員	消費生活専門相談員 大石 眉美
8月11日(金) 10:00～11:30	北広島町 本庁舎	民生委員	消費生活専門相談員 大石 眉美
8月24日(木) 13:00～14:30	江田島市 大柿公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤 英夫